

社会福祉法人八代愛育会 報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八代愛育会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員が理事会、並びに評議員が評議員会に出席した場合は、日額報酬を支給する。
ただし、八代愛育会に所属する施設の職員が役員を兼ねている場合は支給しない。

- 2 報酬の額は、別表第1による。
- 3 前項1、2の規程は、年5回までを対象とする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、その職務を行うため出張したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、別表第2による。
- 3 役員及び評議員の出張は、出張命令によるほか、会議招集権者の発する開催通知によることができる。

(報酬の支給方法)

第5条 この規程に定めのあるものを除くほか、報酬及び費用の弁償の支給方法は、職員の例による。

(規定の変更)

第6条 この規程の報酬等の支払基準変更事項は、評議員会が定める。

(附則)

1. この規程は、平成29年6月〇〇日から施行する。(定時評議員会承認後)

別表第1 (第3条関係)

区 分	理事・監事・評議員
日額報酬	5,153円

別表第2 (第4条関係)

区 分		理事・監事・評議員
交通費	鉄道賃	普通車
	船賃	上級
	車賃	1kmにつき12円又は実費
	航空賃	実費
日当1日つき		8,000円
宿泊料 (1夜につき)	甲地 熊本市除外	14,800円
	乙地 熊本市含	13,300円